

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

FEBRUARY 27TH 2019

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- WTO 世界貿易予測指数 9 年ぶりの低水準 貿易摩擦の緩和が喫緊の課題

【産 業】

- 1 月の自動車販売台数 前年同月比▲15.8% 7 ヶ月連続の前年割れ

【貿易・投資】

- 1 月の直接投資 対内は前年同月比微増 対外は 2 桁減
- 社会福祉関連サービスを強化 医療・介護等で民間資本を活用

【金融・為替】

- 1 月のクロスボーダー人民元決済 経常項目は前年同月比 3 割増
- 1 月の人民元新規貸出 3 兆 2,300 億元 単月ベースで過去最高

■ RMB REVIEW

- いよいよ米中通商協議の期日が到来

■ EXPERT VIEW

- 中国のアンチダンピング措置とその対応策

本邦におけるご照会先:

三菱 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

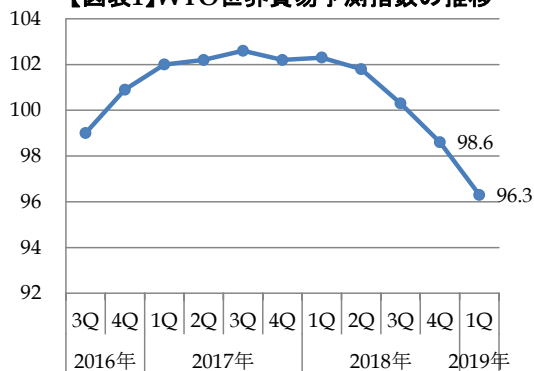
【経済】

◆WTO 世界貿易予測指数 9年ぶりの低水準 貿易摩擦の緩和が喫緊の課題

WTO が 19 日発表した 2019 年 1～3 月期の「世界貿易予測指数」^(注)は 96.3 と、前期の 98.6 から 2.3 ポイント低下し、2010 年 3 月以来約 9 年ぶりの低水準となった(図表 1)。貿易をめぐる緊張の高まりを受け、国際航空貨物や自動車生産・販売、電子部品などの指標が前期から急激に落ち込み、100 を下回っている(図表 2)。

(注) 商品取引、輸出受注、国際航空貨物、コンテナ取扱、自動車生産・販売、電子部品、原材料農産物の 7 項目から算出。
基準値の 100 を上回れば貿易拡大、下回れば縮小を示す。

【図表1】WTO世界貿易予測指数の推移



(出所) WTOの公表データを基に作成

【図表2】2019年第1四半期世界貿易予測項目別指数

項目	指数	前期比較
世界貿易予測指数	96.3	⬇
商品取引(3Q)	101.9	⬆
輸出受注	95.3	⬇
国際航空貨物	96.8	⬇
コンテナ取扱	100.3	⬇
自動車生産・販売	92.5	⬇
電子部品	88.7	⬇
原材料農産物	94.3	⬇

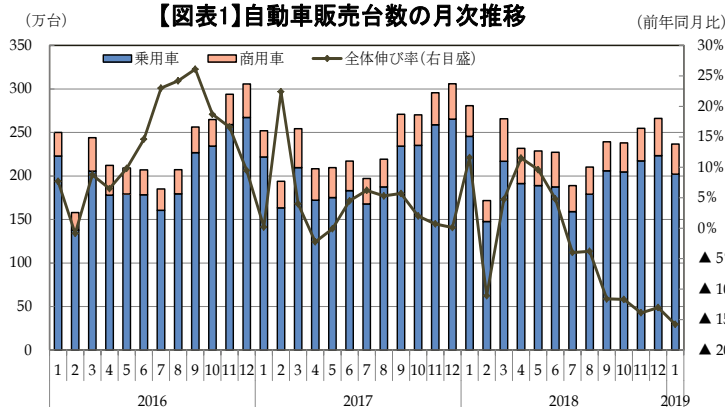
(出所) WTOの公表データを基に作成

WTO は 2018 年 9 月に、世界の貨物貿易の伸び率について、2018 年は 3.9%、2019 年は 3.7%に減速するとの見通しを示していたが、貿易条件の悪化が続けば今後下方修正の可能性もあるとしている。貿易の伸びの鈍化は政治リスク、金融不安定と相まって、より広範な経済減速の前兆となり得るため、貿易摩擦の緩和が喫緊の課題であると警鐘を鳴らしている。

【産業】

◆1月の自動車販売台数 前年同月比▲15.8% 7ヶ月連続の前年割れ

【図表1】自動車販売台数の月次推移



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

中国自動車工業協会の 18 日の発表によると、1 月の自動車販売台数は前年同月比▲15.8%の 236.7 万台と、7 ヶ月連続で前年を割り込み、減少幅は 7 ヶ月で最大となった(図表 1)。

うち乗用車は、前年同月比▲17.7%の 202.1 万台(2018 年 12 月:同▲15.8%、223.3 万台)。商用車は同▲2.2%の 34.6 万台(12 月:同+5.2%、42.8 万台)と伸びがマイナスに転じた(図表 2)。

乗用車のタイプ別でも、すべての車種カテゴリで前年の販売台数を下回り、2桁の減少幅となった(図表2)。

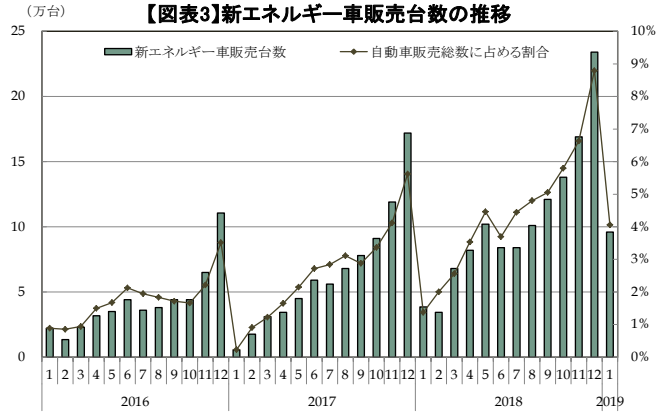
一方、新エネルギー車の販売は、前年同月比+138.0%の 9.6 万台と、高い伸びを示している(図表 2、3)。

【図表2】2019年1月の自動車販売台数と伸び率

	2019年1月	
	販売台数 (万台)	前年同月比
自動車販売台数	236.7	▲15.8%
乗用車	202.1	▲17.7%
セダン	98.6	▲14.9%
SUV (スポーツ型多目的車)	87.9	▲18.9%
MPV (多目的車)	13.0	▲27.4%
クロスオーバーSUV	2.6	▲26.0%
商用車	34.6	▲2.2%
バス	3.3	▲6.7%
トラック	31.3	▲1.7%
新エネルギー車	9.6	138.0%
電気自動車(EV)	7.5	179.7%
プラグインハイブリッド車(PHV)	2.1	54.6%

(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

【図表3】新エネルギー車販売台数の推移

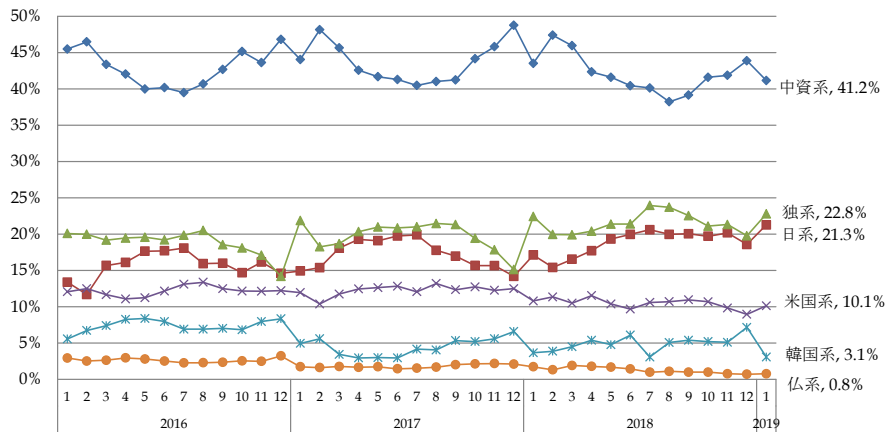


(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

乗用車の国別販売シェアは、中資系が41.2% (83.2 万台)、独系が22.8% (46.1 万台)、日系が21.3% (43.0 万台)、米国系が10.1% (20.5 万台)、韓国系が3.1% (6.2 万台)、仏系が0.8% (1.6 万台)で、中資系がシェアを落とした(図表4)。なお、乗用車の販売台数が全体で落ち込む中、日系は前年同月比+2.2%^(※)の43.0万台と、伸び率は前月から縮小したものの、6ヶ月連続でプラスの伸びを維持している(図表5)。

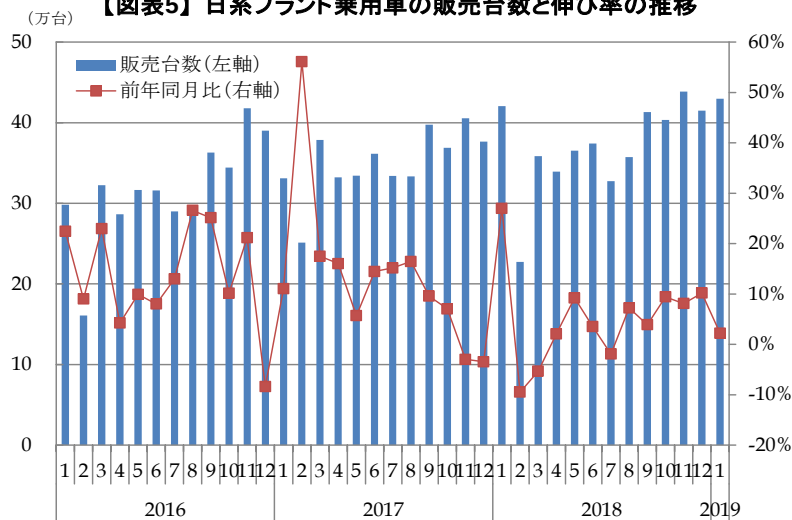
(※) 中国自動車工業協会発表の販売台数を基に当行が計算。

【図表4】乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

【図表5】日系ブランド乗用車の販売台数と伸び率の推移



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

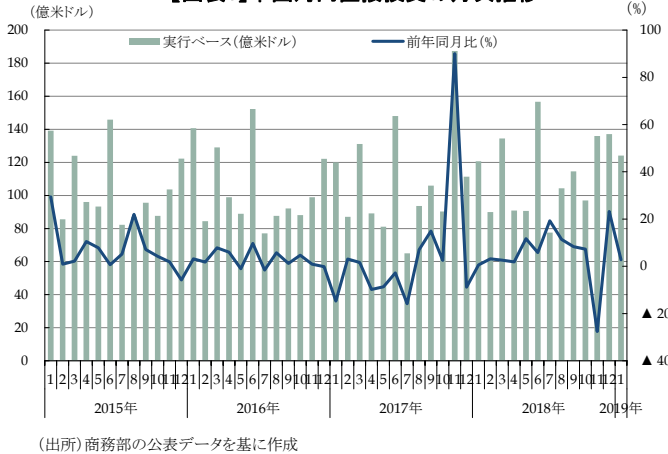
但し、伸び率は自動車工業協会のデータを基に当行が計算

【貿易・投資】

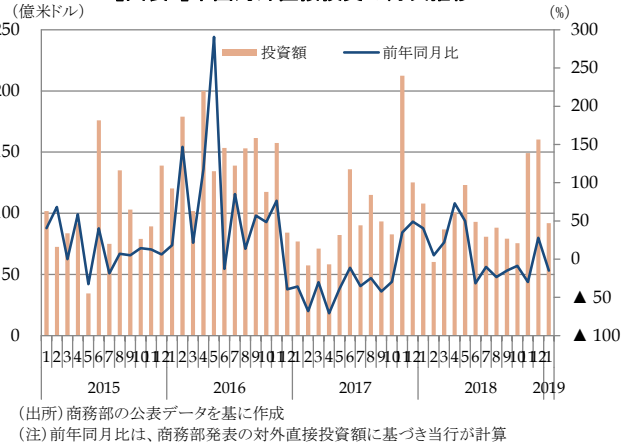
◆1月の直接投資 対内は前年同月比微増 対外は2桁減

商務部は18日と22日に、対内・対外直接投資の統計を発表した。1月の対内直接投資(除く金融業)は、投資額(実行ベース)が前年同月比+2.8%(2018年12月:同+23.2%)の124.1億米ドル(図表1)、新規設立の外資企業数が同▲10.6%の4,646社だった。一方、対外直接投資額(除く金融業)は、同▲14.9%^(※)の91.9億米ドルと、前年から減少した(図表2)。(※)商務部発表の対外直接投資額に基づき当行が計算

【図表1】中国対内直接投資の月次推移



【図表2】中国対外直接投資の月次推移



<対内直接投資>

1月の国・地域別では、日本からの直接投資が前年同月比▲31.4%^(※)の2.4億米ドル(図表3)と大幅に減少した一方、米国からは同+120.8%^(※)の5.3億米ドルと2倍以上に増加した。ほか、EUからが同+18.2%^(※)の7.7億米ドル(オランダ:同+85.7%^(※)の1.3億米ドル、英国:同+15.3%^(※)の1.5億米ドル)、ASEANからが同▲0.1%の5.8億米ドルとなっている。

(※)商務部発表の対内直接投資額に基づき当行が計算。

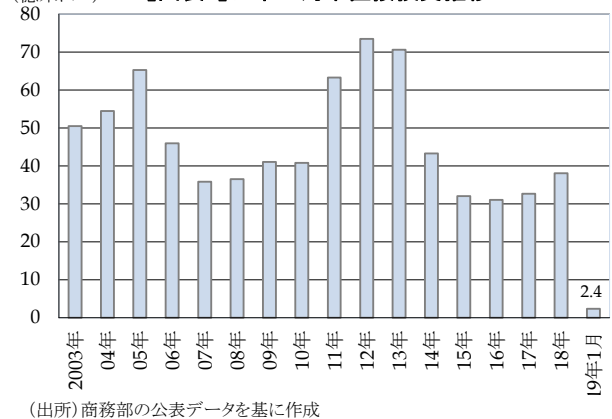
業種別では、製造業への投資が前年同月比+1.9%の39.0億米ドル、サービス業への投資が同+3.7%の83.2億米ドルと、ともに増加した。

<対外直接投資>

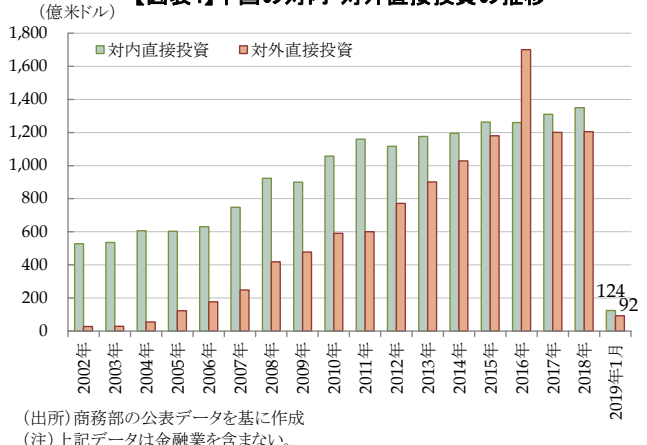
1月の対外直接投資は、全体では前年同月比減少したものの、国・地域別で「一帯一路」沿線国向けの投資額は前年同月比+8.1%の13.3億米ドルだった。また、主要な産業の構成比は、リース・商業サービス業向けが26.6%、製造業が21.0%、卸・小売業が11.2%、建築業が10.3%となっている。

1月の対外直接投資が減少した要因について、商務部は、国際機関の今年の世界経済に対する減速見通しや、一部の国における海外からの投資に対する安全性審査の厳格化を挙げたほか、産業別で前年同月に37.5億米ドルと投資額が大きかった採鉱業向けの投資が、今年1月は5.5億米ドルに減ったことも指摘した。

【図表3】日本の対中直接投資推移



【図表4】中国の対内・対外直接投資の推移



◆社会福祉関連サービスを強化 医療・介護等で民間資本を活用

国家発展改革委員会等の政府18部門は共同で19日、「社会分野の公共サービスの脆弱部分の補強、品質の向上を大いに推進し、強大な国内市場の形成を促す行動計画」(発改社会[2019]0160号)を発表した。

国民の改善要望の高い医療・介護サービス等の社会福祉関連や文化・スポーツ・観光等の分野の整備を強化することで、国内需要の拡大と国民生活の質の向上を図る。行動計画は27項目を対象とし、政府の財政支援のほか、官民連携(PPP:Public Private Partnership)等を通じて民間資本を活用する方針も示している。

なお、2018年12月に開催された中央経済工作会議で、2019年の経済運営の7つの重点分野の1つとして、「強大な国内市場の形成促進」を掲げた。今回の発表もその一環で、国内市場を育成することで、潜在的な消費力の掘り起こしとインフラ投資の拡大を通じた経済の下支えを目指すとしている。

＜「社会分野の公共サービスの脆弱部分の補強、品質の向上を大いに推進し、強大な国内市場の形成を促す行動計画」の概要＞

◇行動計画の主要目標
・2020年までに達成 -平均寿命を77.3歳に引き上げ -生産年齢人口の平均就学年数を10.8年に引き上げ -介護施設ベッド数のうち、中程度の要介護高齢者向けベッド数を30%以上に引き上げ -スポーツ施設の1人当たりの延床面積が1.8㎡以上に引き上げ -就学前3年間の幼稚園・保育園への入園率を85%以上に引き上げ ・2022年までに達成 -65歳以上の国民すべてが健康診断を受診できる体制の確立 -「社区(地域コミュニティ)」を基盤とした高齢者介護サービス・ネットワークの整備 -「社区」におけるデイサービスのカバー率を90%以上に引き上げ
◇行動計画の対象項目
1. 義務教育の地域均衡発展
2. 貧困地域の医療整備
3. 妊婦・幼児健康サービス体制の構築
4. 救急、伝染病対応能力の向上
5. 基本介護サービス体制の整備
6. 児童養護施設、精神病患者施設の整備強化
7. 就業・創業に対する行政支援サービスの向上
8. 公共文化サービスの普及推進
9. 公共スポーツ施設の建設・開放の推進
10. 障害者向け公共サービスの改善
11. 託児施設の増設
12. 就学前教育施設(幼稚園)の拡充
13. 民営医療機関の発展加速 -民間資本による専門クリニックの設立・運営を支援 -眼科、整形外科、口腔科、産婦人科、小児科、腫瘍科、心療内科、美容医療、漢方、リハビリテーション、健康診断等の分野で高水準のサービスを提供できる医療機関の整備
14. 介護サービス市場の全面的な開放 -民営介護施設の発展促進、海外資本参入の奨励 -介護施設設立の事前認可制度の廃止 -介護施設に転用するための既存の工業・商業施設の改造・活用の奨励 -高齢者向けデイサービス施設の拡充
15. 高齢者健康サービス体制の構築 -高齢者の健康診断受診の推進
16. 家事代行サービス業の職業訓練と就業支援の推進
17. 独居高齢者向け食事サービスの整備

18. 伝統的文化財の保護
19. 重点観光地域のインフラ改善
20. 有線放送ネットワークの全国整備の加速
21. レジャースポーツ産業の発展加速
 - 2022年の北京冬季オリンピック・パラリンピックの開催を機に、冬季スポーツを積極推進
 - サッカー、冬季スポーツ、マリンスポーツ、スカイスポーツ、アウトドアの施設整備の強化
 - 都市における市民マラソン等の競技大会の開催支援
22. 教育におけるデジタル技術応用の促進
23. 先端医療資源の地域間の均衡配分
24. AI応用による介護サービスの質の向上
25. AI応用による公共文化サービスの活用効率の向上
26. AI応用による放送サービスの発展加速
27. 新たな旅行形態の開拓

(注) 通達原文は下記国家発展改革委員会のURLをご参照ください。

http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201902/t20190219_928224.html

【金融・為替】

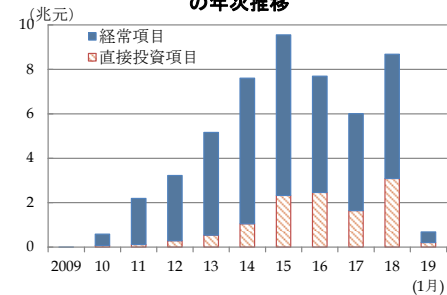
◆1月のクロスボーダー人民元決済 経常項目は前年同月比3割増

中国人民銀行の15日の発表によると、1月のクロスボーダー人民元決済額は、経常項目が前年同月比+31.6%^(注)の4,780.4億元、直接投資項目が同▲6.2%^(注)の2,023.1億元と、経常項目の増加が顕著だった(図表1)。

経常項目のうち、貨物貿易は前年同月比+28.1%の3,603.6億元、サービス貿易は同+43.8%^(注)の1,176.8億元。直接項目のうち、対内直接投資は同▲48.1%^(注)の495.9億元、対外直接投資は同+27.0%^(注)の1,527.2億元となった。

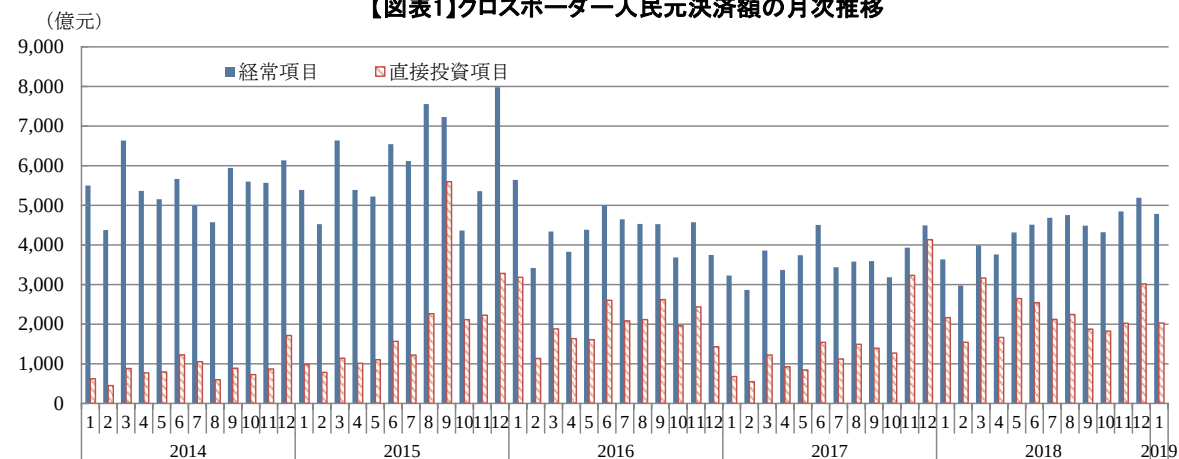
(注) 中国人民銀行の発表データを基に弊行が計算

【図表2】クロスボーダー人民元決済額の年次推移



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

【図表1】クロスボーダー人民元決済額の月次推移



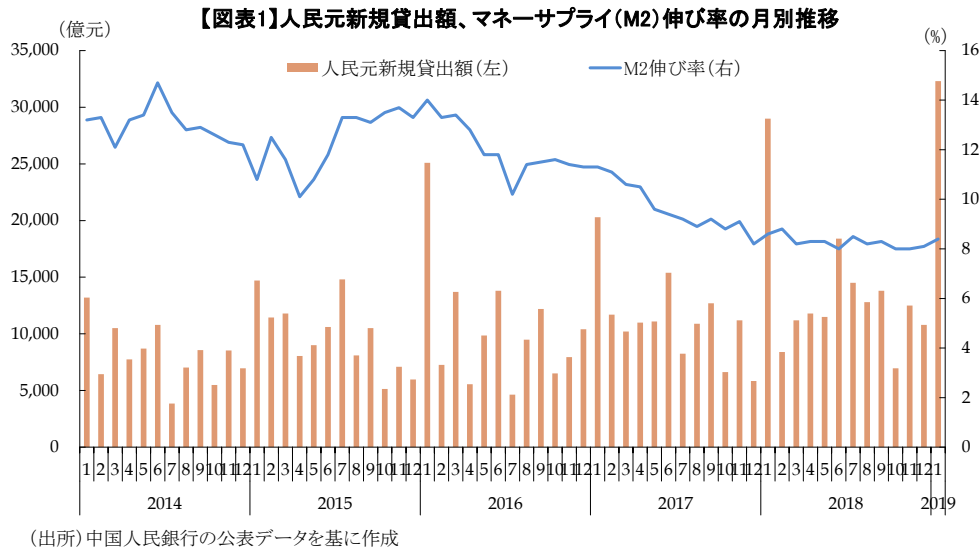
(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

◆1月の人民元新規貸出 3兆2,300億元 単月ベースで過去最高

中国人民銀行の15日の発表によると、1月の人民元新規貸出額は、前年同月比+3,284億元の3兆2,300億元と、単月ベースで過去最高の規模となった。実体経済に供給された流動性の量を示す社会融資総量の増加額は、前年同月比+1兆5,600億元の4兆6,400億元となった。1月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+8.4%の186兆5,900億元と、伸び率は前月末より0.3ポイント拡大して2ヶ月連続の拡大となった。

(注) 社会融資総量= 人民元貸出+外貨貸出+委託貸出+信託貸出+銀行引受手形+企業債券+非金融企業株式発行+保険会社賠償+投資用不動産+その他

人民銀行は1月の新規貸出の急増について、中小・零細企業向け融資を強化するため、条件付き預金準備率引き下げ、ターゲット付き中期貸出制度(TMLF: Targeted Medium-term Lending Facility)の創設等の様々な措置を実施したことが背景にあったと説明。ただ、例年1月は銀行が融資を増やす傾向がある上、春節を控えた季節要因もあるため、1月単月ではなく第1四半期のデータを分析することが好ましいとの見方を示した。



RMB REVIEW

◆いよいよ米中通商協議の期日が到来

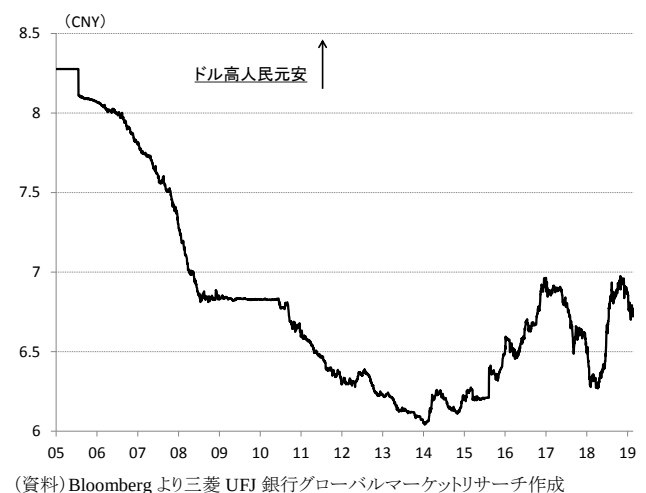
・今週(2/18～)のレビュー

今週の人民元対ドル相場は、週初(2/18)6.7620 で寄り付いた。今週もワシントンで継続開催された米中通商協議の行方を睨み小動きとなる中、中国企業によるドル需要から 19 日に週間安値 6.7807 をつけた。その後同日にトランプ大統領が、先週に続き米中通商協議期限の延長の可能性を示唆。さらにブルームバーグ通信により、米中通商協議の中で、米国が中国に対して人民元相場の安定を保证するよう要求しているとの主旨の報道がなされると、20 日以降人民元相場は急反発に転じ、21 日に週間高値 6.6920 をつけた。その後上昇分を幾分か戻し、本稿執筆時点では 6.73 近辺で推移している(第 1、2 図)。

第 1 図：人民元対ドル相場(12/1～2/22 の 13 時 30 分時点)



第 2 図：人民元対ドル相場(2005 年以降)



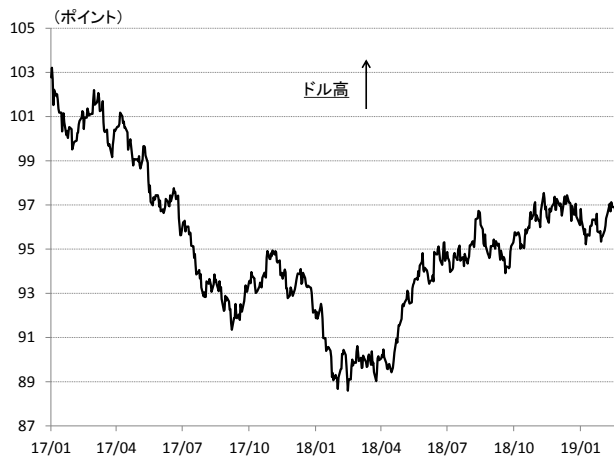
・米国が人民元相場の安定の保証を要請との報道を受けて人民元高に

今週の人民元対ドル相場は、週初は先週後半からの米中協議の行方を睨む推移で、6.75～6.78 近辺での横ばい推移が続いた。もっとも、トランプ大統領が米中通商協議の交渉期日延期の可能性を改めて示唆。加えて、ブルームバーグ通信が、米国が中国に対して、制裁関税を相殺するために人民元安へ誘導することを抑制するために、人民元相場の安定を要求したと報じると、市場は事実上の人民元安抑制策導入を意識。人民元相場は、節目の 1 ドル= 6.7 人民元を上抜け、一時昨年 10 月末以来の反発局面での戻り高値に相当する 1 月 31 日高値(6.6900)に迫る水準まで上昇した。

これまで米中通商協議関連の材料に対して、人民元相場は敏感に反応して来た。米中合意の可能性が高まれば、中国経済の下振れリスクやさらなる金融緩和策の後退要因となるためだ。一方、今回の人民元相場安定に関する話は、まだどういった内容か不透明な部分も大きい。仮に事実だとすれば、これまでと次元の異なる中国の通貨政策に関する材料であり、内容によっては今後の人民元の相場形成に大きな影響を与え得るものであることから、注意を要しよう。

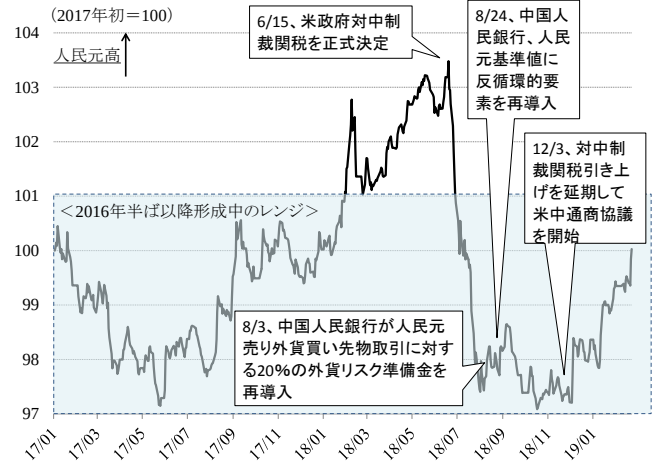
今週のドル名目実効為替レートは弱含みで推移した一方(第 3 図)、人民元名目実効為替レートは週後半に上昇し、昨年 10 月以来の反発局面での戻り高値を再び更新した(第 4 図)。今週の人民元対ドル相場の堅調な推移は、ドルと人民元双方の要因によるものとなっている。人民元名目実効為替レートは、当局が望ましい価格帯とみていると推測される 2016 年後半以降のレンジ内で上昇が続いている。

第3図：ドル名目実効為替レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：人民元名目実効為替レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

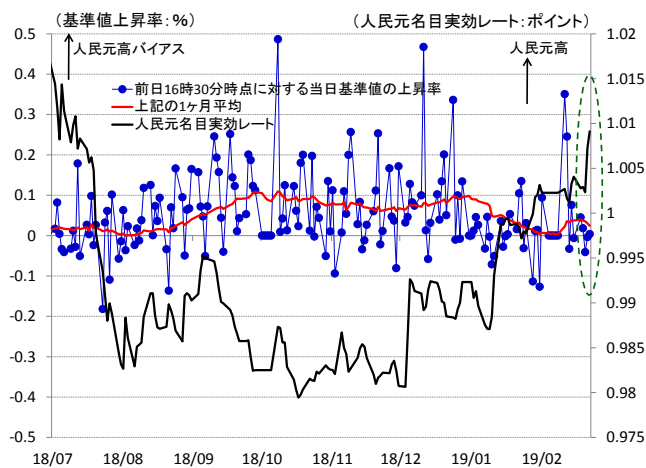
(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

・当局は引き続き足元の水準近辺への相場の誘導を図っているようにみえる

第5図は、前日16時30分の日中取引終値に基づく人民元名目実効為替レートに対する、当日9時15分発表の人民元基準値に基づく人民元名目実効為替レートの比率から、基準値設定による当局の人民元誘導方針を検証・定点観測したものである。最近の同比率は総じてゼロ近辺を推移、基準値は総じて人民元高バイアス(人民元安抑制方向)も、人民元安バイアスも無く設定されており、引き続き当局は足元の水準近辺への相場の誘導を図っているようにみえる。

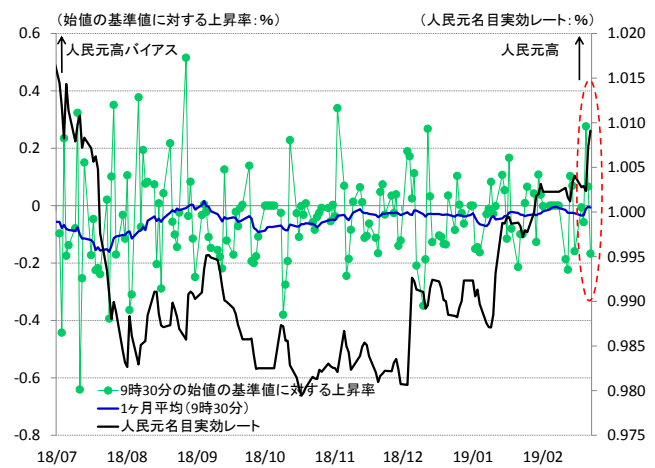
また、第6図は、この各基準値に対する市場の始値(人民元名目実効為替レートベース)の比率で市場の地合いを検証・定点観測したものである。今週は週後半にかけて、人民元高方向へ寄り付き、相場の地合いがやや強含む局面もみられた。

第5図：基準値設定による人民元誘導スタンス



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：基準値に対する人民元始値の上昇・下落率



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・米中通商協議では、6つの分野に関する覚書を作成する予定

先週 14 日～15 日に北京で開催されていた米中閣僚級通商協議後にホワイトハウスは再び声明を発表（第 7 図）。特に協議における大きな進捗を確認できるものではなく、依然として解決すべき多くの問題が残されているとされたものの、両国の間で決定事項に関して覚書(Memoranda of Understanding)を作成することが明記された。ロイター通信によると、今週 20 日～21 日の日程で再開された閣僚級協議では、①技術移転強要とサイバー攻撃、②知的財産権、③農業、④サービス、⑤非関税障壁(中国製造 2025 を含む)、⑥通貨、の 6 つの分野に関する覚書の作成作業も行われている模様だ。また、貿易不均衡の解消や決定事項の実施を確認・検証する枠組みの構築なども議論されている。19 日にトランプ大統領は、協議の妥結が見えて来れば、協議期日(3 月 1 日)を一定期間延期する可能性を再び示唆した(第 8 図)。依然予断は許さないものの、市場による交渉が同期日で決裂に至ることへの警戒感、切迫感は相応に後退しつつある。

第 7 図：米中閣僚級通商協議(2 月 14 日～15 日)に関する 2019 年 2 月 15 日付ホワイトハウス声明

- ・協議は米国側ではライトハイザー米通商代表部代表、ムニューシン財務長官が、中国側では劉鶴副首相が、それぞれ責任者を務めた。15 日に同代表団は習近平国家主席とも会見した。協議には両国の専門スタッフも参加して技術的な事項についても話合われた。
- ・協議は一定の進捗を実現したが、依然多くの解決すべき事項が残されている。両国は 3 月 1 日の関税引き上げ期限に向けて、全ての未解決の事項について協議を継続する。
- ・両国は全ての合意事項が覚書に記述されるべきことに合意。
- ・協議において、米国代表団は、技術移転の強制、知的財産権、サイバー攻撃、農業、サービス業、非関税障壁、通貨を含む構造的な問題に重点的に取り組んだ。
- ・両国は、規模が大きい恒常的な米中貿易不均衡を解消するため、中国による米国製品やサービスの購入についても協議した。
- ・来週の協議は次官級、閣僚級レベルでワシントンで継続される。米国はさらなる協議と問題解決に向けた進捗を期待している。

(資料) 2 月 15 日付ホワイトハウス声明より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 8 図：米中通商協議に関する最近の動向

日時	発言者など	内容
1 月		
4 日	中国商務省	米中次官級通商協議を 1 月 7 日～8 日に中国で開催予定。
7 日～9 日	—	米中次官級通商交渉開催
7 日	ロス米商務長官	米中双方にとって受け入れられる合理的な解決策が得られる見込みは非常に高い。
8 日	トランプ大統領	中国との交渉は非常にうまく進んでいる。
14 日	中国司法当局	先に麻薬密輸の罪で逮捕されたカナダ人に死刑判決。
	トランプ大統領	中国経済は、制裁関税により厳しい時期に入っており、中国と通商交渉で合意できると思う。
16 日	米司法当局	ファーウェイが、米携帯電話大手のロボット技術を盗んだとして捜査中。
17 日	中国商務省	劉鶴副首相が 30 日～31 日に訪米して米中閣僚級通商交渉に臨む。
18 日	—	ブルームバーグ通信が、中国が対米貿易黒字を 6 年かけて解消することを米国に提案と報道。
21 日	—	ブルームバーグ通信が、関係者の話として米中は知的財産権の問題で殆ど進展無しと報道。
22 日	クドロー米国家経済会議委員長	米国が月末の米中閣僚級通商協議の準備会合の開催を拒否との FT 紙報道を否定。
24 日	ロス米商務長官	米中は構造問題や知的財産権などについて、まだ解決まで距離があるが、最終的に取引成立の可能性は大いにある。
	クドロー米国家経済会議委員長	劉鶴副首相との協議は決定的なものとなるだろう。
	ムニューシン財務長官	米中の協議には、これまでと同様に通貨の問題も含まれる。
28 日	米司法当局	イランとの違法金融取引や米企業からの企業秘密窃取の罪でファーウェイと CFO、及び関連会社を起訴。
30 日～31 日	—	米中閣僚級通商交渉開催(ワシントン)。
2 月		
5 日	トランプ大統領	中国との通商合意は、真に構造的な変化を含むものでなければならない(一般教書演説)。
7 日	トランプ大統領	3 月 1 日の交渉期限までに習近平国家主席と首脳会談を行なう予定は現時点ではない。
12 日	トランプ大統領	真の合意に達する見込みがあるのであれば、交渉期限を若干延期することも可能(基本的にはやりたくないが)。
14 日	—	米国は米中通商協議(制裁関税率引き上げ)の期限を 60 日間延期することを検討(ブルームバーグ通信報道)。
14 日～15 日	—	米中閣僚級通商協議を再開(北京)。
19 日	トランプ大統領	米中協議は極めて複雑な協議だが、順調に進んでいる。3 月 1 日は「魔法の期日」ではない(期日延長示唆)。
	—	米国は中国に対して、人民元相場安定の保証を要求している模様(ブルームバーグ通信)。
21 日～22 日	—	米中閣僚級通商協議を再開(ワシントン)。

(資料) 各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

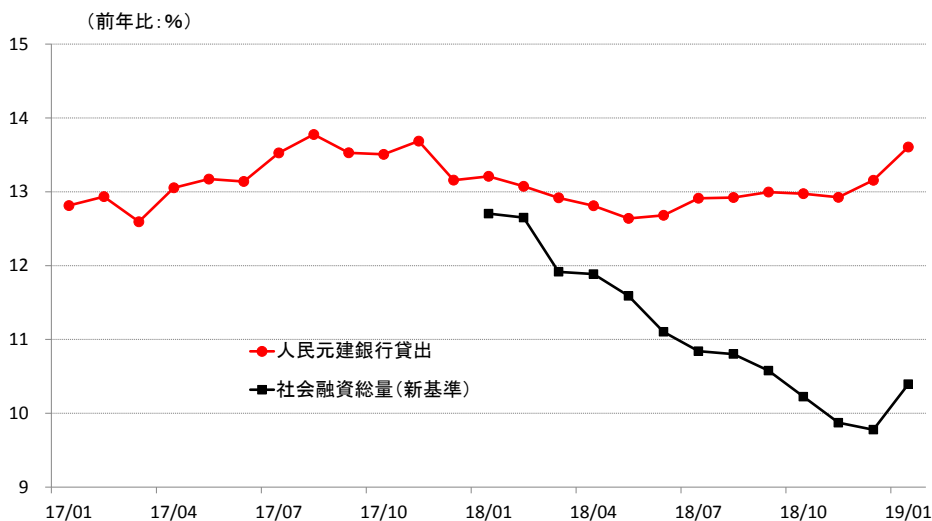
・中国政府は、対ドルでの人民元相場安定保証を容易には受け入れ難いのではないか

こうした中、19日にブルームバーグ通信は、制裁関税率引き上げを相殺するための人民元安への誘導を抑制するため、米国が中国に対し人民元相場の安定を要求していると報じた。報道内容からは、米国は人民元の対ドルでの安定を要求しているとみられるが、一定レンジでの安定を要求しているのか、漠然と安定を要求しているのかを含め、まだ不透明な部分が多い。度々指摘して来たように、これまで中国当局は、人民元相場の対ドルでの安定から人民元の名目実効為替レートでの安定へ徐々に通貨政策をシフトし、対ドルでの柔軟性を高めることを志向して来た。これはこれまで米国やIMFが中国に対して要請して来た人民元通貨制度改革の方向性でもある。仮に対ドルでの一定の安定を保証することになると、こうしたこれまでの通貨政策や制度改革の方針を転換することにもつながり得るため、中国当局も容易にはこれを認め難いのではないか。市場は、少なくとも対ドルで人民元があまり下がらないような枠組みということで、当初人民元高で反応したと思われるが、その後人民元は伸び悩んでいる。いずれにせよその後詳細な続報も現時点では無く、最終的な公式声明などを含めて追加情報を確認する必要があるだろう。

・非銀行部門の融資総量も再加速

15日に発表された1月分社会融資総量残高(新基準)は、前年比+10.4%と前月の同+9.7%から再加速に転じた(第9図)。これまで債務削減策から伸びの減速が続いて来たが、当局が景気支援スタンスに軸足を移しつつある中、非銀行部門による資金供給残高も再び伸びを加速させて来たようだ。同日発表された1月分人民元建て貸出残高も前年比+13.6%と伸びがさらに加速する形となっている。

第9図：人民元建銀行貸出残高(前年比)と社会融資総量残高(前年比)



(資料) MSCI、Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・来週(2/25～)の見通し

来週は、いよいよ米中通商協議の交渉期限である3月1日を週末金曜日に迎える。足元までの報道などからすると、協議は合意に向けて進捗はしているものの、トランプ大統領による期日延期に含みを持たせた発言なども総合すると、この3月1日の交渉期日が若干延長されて最終合意に至る可能性が相応に高まっているとみている。来週の人民元相場も、米中協議関連の材料次第の面が大きい。期日延長となるのであれば、今週末の閣僚級協議終了後も依然として具体的な進捗が公式に確認されない展開も十分にあり

MUFG BK CHINA WEEKLY (February 27th 2019)

得る。その場合、1月31日につけた直近高値(6.6900)を前に6.7台前半を中心とした保ち合い色強い推移が続くと思われる。但し、週末に期日延長が確認されれば、それは合意に近いことの証でもあり、再来週以降の人民元相場の押し上げ要因となり得よう。

一方、人民元相場は相応に楽観的な見通しを織り込んではいるが、仮に一定の協議前進を示唆する報道などがあれば、来週の人民元相場は上記直近高値の更新も視野に入ってくる。

波乱要因は、前述の人民元の通貨政策にかかる新たな取り極めに関する材料だ。実際に取り極めが行なわれるのかどうかも含めて何らかの新たな情報次第で、少なくとも初期反応では人民元高方向へ動意付く材料となり得るため、その動向には要注意だ。

(2月22日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2019.02.18	6.7620	6.7537~ 6.7696	6.7671	-0.0131	6.1188	-0.0297	0.86240	-0.0011	7.6476	0.0044	2.0000	2,884.49	75.43
2019.02.19	6.7750	6.7625~ 6.7807	6.7675	0.0004	6.1121	-0.0067	0.86250	0.0001	7.6584	0.0108	2.3500	2,885.84	1.35
2019.02.20	6.7341	6.7145~ 6.7398	6.7236	-0.0439	6.0655	-0.0466	0.85650	-0.0060	7.6281	-0.0303	1.9000	2,891.70	5.85
2019.02.21	6.7200	6.6920~ 6.7282	6.7101	-0.0135	6.0588	-0.0067	0.85530	-0.0012	7.6245	-0.0036	2.3100	2,881.80	-9.90
2019.02.22	6.7300	6.7166~ 6.7399	6.7186	0.0085	6.0672	0.0084	0.85620	0.0009	7.6272	0.0027	2.6200	2,936.77	54.97

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

中国のアンチダンピング措置とその対応策

黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 譚 婷婷

<概要>

- AD 措置の対象となる外国企業の視点から見た場合、AD 措置のフローは、①～調査参加登記、②質問状の公開～回答書提出、③仮決定公告～現地調査等の継続調査、④最終決定公告～の4つの場面に大別することができる。
- 各場面の対応策のポイントは以下のとおり。
 - <①調査参加登記>: 情報に接したら早めの準備開始、サンプリングに選ばれるための戦略を練る
 - <②質問状の公開～回答書提出>: 回答書作成に万全の体制で臨む、関連企業の回答書と矛盾しないように注意、補充質問にも速やかに対応できるようにする
 - <③仮決定公告～現地調査等の継続調査>: 仮決定に不服がある場合には評論意見の提出等を行う、現地調査で説得力のある主張を行えるよう準備
 - <④最終決定公告～>: 再審査の申請によって AD 税の修正、取消を目指す

1. はじめに

アンチダンピング(以下「AD」といいます)措置は、WTO 上認められている貿易救済措置であり、輸出国側の企業が不当に安い価格(ダンピング)で輸出を行う場合に、輸入国側の政府が当該輸出に対して AD 税を課す措置のことをいいます。AD 措置実施のためには、① 輸出国側の企業によるダンピング輸出、② 輸入国側産業の損害、③ ①②間の因果関係の3つの条件が必要とされます。

中国も AD 条例¹及びその関連法令に基づき AD 措置を実施しており、AD 調査開始案件数は各国の中で7番目に多く²、積極的に AD 措置を実施している国の一つといえます。一方で、中国の AD 調査の対象となった外国企業は、後述のとおり、限られた期間内でその対応を行わなければなりません、事前の予備知識がなければその対応は容易ではありません。そこで、本稿では、AD 措置のフローとその対応策についてご紹介致します。

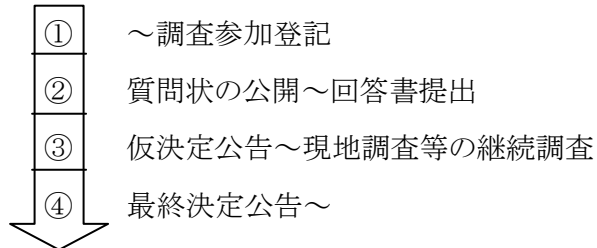
¹ 国务院令 第328号、2001年11月26日公布、2002年1月1日施行、2004年3月31日改正公布、同年6月1日改正施行

² WTOの「Anti-dumping Initiations: By Reporting Member」に基づく、中国の1995年～2017年の件数は258件で7番目に多い国となります。なお、日本は13件で29番目に位置しています。

2. AD 措置のフローとその対応策について

(1) AD 措置のフロー

AD 措置の対象となる外国企業の視点から見た場合、AD 措置のフローは、以下の 4 つの場面に大別することができます。



(2) 各場面の概説と対応策について

①～調査参加登記

商務部は、中国国内産業からの申請に基づき(AD 条例第 16 条)、又は職権で(AD 条例第 18 条)、立件調査を行うことを決定した場合、立件調査決定を公告します(AD 条例第 19 条)³。

立件調査決定における、立件調査の対象国(地域)の利害関係者(生産業者又は輸出業者)は、立件公告の日から 20 日以内に商務部に対し調査参加登記を行うことができます(「AD 質問状調査規則」⁴ 第 5 条)。

なお、調査参加登記を行った企業(以下「登記企業」といいます)が多数存在する場合、商務部が適当と考える企業を選定するサンプリング方式で調査が行われる場合があります。この場合、サンプリングで選ばれなかった企業のダンピングマージンは、サンプリングで選ばれた企業のダンピングマージンの加重平均に基づき認定されます(「AD 調査サンプリング暫定施行規則」⁵ 第 13 条)。

<対応策>

立件調査決定の公告前であっても、立件調査が行われる可能性がある旨の情報が、立件調査の対象予定企業等とともに漏れ聞こえてくる場合があります。質問状に対する回答書の作成は、限られた期間内での非常に手間の掛かる作業となるため、このような情報に接した場合、企業(特に AD 措置の対応を初めて行う企業)は、AD 措置のフローの把握、弁護士等の専門家のバックアップを受ける体制作り、過去案件の質問状の内容の確認、回答方針の検討などの準備を開始しておくべきです。また、多数の企業が調査参加登記をすることが予想され、かつ自ら質問状に回答した方が有利であると考えられる場合は、弁護士等の専門家とともにサンプリングに選ばれるための戦略を練ることが重要となります。

³ 公告は、商務部の右記のウェブサイトで行われます。 <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/>

⁴ 商務部令2018年第3号、2018年4月4日公布、同年5月4日施行

⁵ 外経貿部令2002年第15号、2002年3月13日公布、同年同4月15日施行

②質問状の公開～回答書提出

調査機関は、調査参加登記の締切日から 10 業務日以内にウェブサイトにて質問状を公開し、登記企業にその旨を通知します(「AD 質問状調査規則」第 7 条)。回答書は、質問状公開の日から原則として 37 日以内(延長申請により最長で 14 日の延長が認められる可能性あり)に提出しなければなりません(「AD 質問状調査規則」第 13 条)⁶。回答書は中国語で作成し、その関連証拠資料(例えば、各取引に関する契約書、発注書、請求書、輸出許可証等)の原本が外国語である場合、中国語訳文も提出しなければなりません(「AD 質問状調査規則」第 10 条)。なお、登記企業が製造のみ又は販売のみに従事しており、このため、資本関係のある関連企業が AD 調査の対象製品の販売(登記企業が製造のみに従事する場合)又は製造(登記企業が販売のみに従事する場合)を行っている場合、登記企業はそれらの者に質問状を転送し、単独で回答書を作成させ、提出させる必要があります(「AD 質問状調査規則」第 12 条)。

回答書の提出後、更に補充質問状が送付される場合もあります(「AD 質問状調査規則」第 24 条)。

<対応策>

通常、回答書の作成及び関連証拠資料の収集は、外部の専門家とともに行いますが、企業側の負担も非常に大きいものとなります。企業においては、作業をいくつかのパート(例えば、輸出及び国内販売のパート、コスト及び関連費用のパート、その他のパート)に区分し、パートごとに責任者を決めるなど、迅速かつ正確に回答書の作成ができる万全な体制で臨む必要があります。また、関連企業が回答書を提出するケースでは、回答書間に矛盾が生じないように注意する必要があります。補充質問状にも注意が必要です。補充質問状は企業からの回答書を踏まえた上での質問であるため重要な項目が含まれることも多く、回答期限も短期(1 週間など)に設定される傾向にあります。このため、仮決定公告までは補充質問に速やかに対応できる状態を維持しておく必要があります。

③仮決定公告～現地調査等の継続調査

商務部は、これまでの調査結果に基づき仮決定を行い、その内容を公告します(AD 条例第 24 条)⁷。ダンピングの存在、かつそれにより国内産業に損害をもたらしたと仮決定で認定された場合、i「暫定的 AD 税の徴収」、又は ii「保証金、保証状もしくはその他の形式の担保の提供の要求」の暫定的 AD 措置が講じられます(AD 条例第 28 条第 1 項)。

仮決定公告に対しては、商務部に対して書面での評論意見を提出でき、また、仮決定とともに利害関係者に通知される仮決定のダンピング部分に関して依拠した基本事実についても、評論意見を提出できます

⁶ なお、以前は調査参加登記を行った者しか回答書を提出できませんでしたが、現在は調査参加登記をしなくとも公開された質問状に基づいて回答書を提出できるよう。もっとも、調査参加登記をせずに回答書を提出するとの対応は、商務部門に対する印象が良くないと思われますので、特段の理由がなければ行うべきではないと考えられます。

⁷ 公告される場所は、【立件調査の決定が公告されるウェブサイト】(注3)と同様です。

(提出期限はいずれも通常 10 日以内)。

仮決定公告後も商務部は、現地調査や公聴会の開催などの調査を継続します(「AD 調査現地調査暫定施行規則」⁸第 7 条、「AD 及び相殺関税調査公聴会規則」⁹第 5 条)。このうち特に現地調査が重要です。現地調査は受け入れを拒否することもできます(「AD 調査現地調査暫定施行規則」第 9 条)が、拒否した場合、商務部は既知の事実及び入手可能な最善の情報に基づきダンピングの事実及びダンピングマージンを決定することができるとされています(「AD 調査現地調査暫定施行規則」第 21 条)。このため、比較的高いダンピングマージンが課される覚悟をしなければなりません。

なお、AD 調査の対象製品の輸出者は、仮決定公告後 45 日以内に価格承諾¹⁰を行うこともできます(AD 条例第 31 条第 1 項、「AD 価格承諾暫定施行規則」¹¹第 6 条)。

<対応策>

暫定的 AD 措置には従わざるをえませんが、企業は、仮決定に不服がある場合、評論意見¹²の提出や公聴会の開催申請を行うことができます。また、現地調査への対応も重要です。現地調査は、自己の主張を裏付ける機会として捉え、積極的に対応すべきです。商務部から事前に行われる通知に基づいて資料を揃えた上で、あらかじめリハーサルを行うなどして、説得力のある主張を行えるように準備しておくことが望まれます。

④最終決定公告～

商務部は、仮決定後も継続調査を行った上で調査結果に基づいて最終決定を下し、公告します(AD 条例第 25 条第 1 項)¹³。最終決定公告は、通常、立件調査の決定が公告された日から 12 か月以内に出されます(特殊な状況下では最長 6 か月延長されます)(AD 条例第 26 条)。

ダンピングの成立、かつそれにより国内産業に損害をもたらした旨の最終決定がされた場合、各企業のダンピングマージンに従って個別に AD 税が賦課されます(AD 条例第 37 条、第 41 条)¹⁴。

AD 税の賦課は、原則として最終決定の公告日以降に輸入される製品に適用され(例外的に遡る場合

⁸ 外経貿部令2002年第13号、2002年3月13日公布、同年4月15日施行

⁹ 商務部令2018年第2号、2018年4月4日公布、同年同5月4日施行

¹⁰ 価格承諾は、これが商務部によって受け入れられた場合、AD調査を終了させることができ、早期に結論が明らかとなるメリットがあります。しかし、承諾する値上げ幅は、原則として、仮決定により認定されたダンピングマージンに相当しなければならないとされているため、企業にとって仮決定よりも有利な結論にはならない可能性が高いといえます(「AD価格承諾暫定施行規則」第15条)。

¹¹ 外経貿部令2002年第20号、2002年3月13日公布、同年4月15日施行

¹² 実務においては、一般的に、仮決定に対する評論意見では主に損害論(輸入国側の産業の損害)に関する反論を行い、仮決定のダンピング部分に関して依拠した基本事実の通知に対する評論意見では主にダンピング論(ダンピングの存在)に関する反論が行われます。企業にとっては、後者がより重要といえます。

¹³ 公告される場所は、【立件調査の決定が公告されるウェブサイト】(注3)と同様です。

¹⁴ なお、回答書を提出しなかった企業のダンピングマージンは、既知の事実及び入手可能な最善の情報に基づき認定されます(AD条例第21条)。また、前述のとおり、サンプリングで選ばれなかった企業のダンピングマージンは、サンプリングで選ばれた企業のダンピングマージンの加重平均に基づき認定されます。

あり)(AD 条例第 39 条参照)、賦課の期間は、原則として 5 年を超えません(但し、再審査によって延長される場合あり)(AD 条例第 48 条)。

AD 税が効力を生じた後、商務部は、自ら、又は一定の合理的な期間¹⁵をおいた後の利害関係者の申請に基づき、AD 税の継続賦課の必要性について再審査を行うことを決定できます(AD 条例第 49 条、「ダンピング及びダンピングマージン期間再審査規則」¹⁶(以下「再審査規則」といいます)第 4 条)。再審査の結果に基づき、商務部は、AD 税の保留、修正又は取消について自ら決定、公告するか、又は国务院関税税則委員会が商務部の意見に基づき決定し、商務部が公告します(AD 条例第 50 条、再審査規則第 32 条)。

<対応策>

商務部の最終決定による AD 税の賦課には従わざるをえません。最終決定に不服がある場合には、通常の行政行為と同様に、行政不服審査を提起し、また人民法院に対して行政訴訟を提起することもできます(AD 条例第 53 条)。しかし、このような訴訟が提起されることはほとんどありません¹⁷。このため、企業としては、再審査の申請によって AD 税の修正(ダンピングマージンの減少)や取消を目指すことになります。

3. まとめ

以上でご紹介した場面ごとの対応策のポイントは以下のとおりです。

- ・ <①～調査参加登記>: 情報に接したら早めの準備開始、サンプリングに選ばれるための戦略を練る
- ・ <②質問状の公開～回答書提出>: 回答書作成に万全の体制で臨む、関連企業の回答書と矛盾しないように注意、補充質問にも速やかに対応できるようにする
- ・ <③仮決定公告～現地調査等の継続調査>: 仮決定に不服がある場合には評論意見の提出等を行う、現地調査で説得力のある主張を行えるよう準備
- ・ <④最終決定公告～>: 再審査の申請によって AD 税の修正、取消を目指す

以上

¹⁵ AD措置発効(最終決定の公告)後、満1年が経過するごとに、満1年が経過した日から30日以内に申請できます(再審査規則第4条)。

¹⁶ 商務部令2018年第4号、2018年4月4日公布、同年5月4日施行

¹⁷ 弊所のリサーチ結果では、同一のAD措置に対して提起された2件(北京市第二中級人民法院係属の(2011)二中行初字第240号、第241号)の裁判例しかなく、またこれらも原告の取下げによって終結しています。

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2019 年 3 月 27 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZlI6Qe>